

山名 隆弘 提出 学位申請論文（課程博士）

『中世鷹狩の研究』 審査要旨

### 論文の要旨

昭和六年刊行の『放鷹』及びその後における放鷹関連諸研究には、共通する問題点があった。それは古代の放鷹史について論じるとき、中世への繋がりが指摘されなかったり、また中世を論じる際には古代からの脈絡が欠けている、という点であり、本研究で古代の放鷹から説き起こしたのは、そのような理由によっている。

その結果、たとえば、中世後期から近世初期にかけて頻繁に行われた鷹進遣・鷹披露・鷹の鳥贈答などの儀礼が、古代の大臣大饗における「御鷹飼渡」という儀礼に結びつくことが明らかとなった。さらに本研究においては、中世後期に成

立・伝書された多くの鷹書の存在、及び織田信長・豊臣秀吉・徳川家康三政権によって実施された大々的な鷹狩などの源流が、古代の天皇の野行幸にあったのではないかという推定を示した。

次に問題としたのは、古代から中世前期にかけて特徴的な神仏習合・本地垂迹思想と鷹狩との関係性についてである。中世前期を通じて、殺生罪業意識が強まり、朝廷及び鎌倉幕府は殺生禁断、鷹狩停止を命じたが、それにもかかわらず鷹狩は特定の神社祭礼に際して許容されたのは何故なのか、という問題が存在した。この問題については、諏訪大社の「神鷹・贄鷹」の神事を通して究明することで解明することができたと考える。

また、本研究では、五点の鷹書―新修鷹経・嵯峨野物語・鷹経弁疑論・蒙求臂鷹往来・龍山公鷹百首―を重視し、従来の放鷹史研究よりも踏み込んだ考察を加えた。またその過程で、中世の鷹書には不可欠の要素として「鷹の口伝・故実」を語るべきことが付加されるということを見出した。

以上のような諸点を包含しつつ、本論文を以下の各章で構成している。

まず第一章の「放鷹術の渡来と受容」では、『日本書紀』仁徳天皇紀をつぶさに検討して、百濟より伝来した放鷹術が朝廷に摂取された状況を分析した。その後、関東地方に伝播した実態を、出土埴輪の「鷹を腕に据える人物」の分析によって考察し、鷹飼人の原像を捉えた。

また古代信仰の中に、鷹を「魂の鳥、魂覓ぎの鳥」と見做す事例があるが、それは中世において、鷹を仏神の化身ととらえて、神前に鷹を据える「神鷹」という神祭儀礼や、鷹狩の獲物を供える「贄鷹」という儀礼につながるものであることを指摘した。また、このような古代・中世の信仰が、近世初期の川越東照宮や日光東照宮などの鷹絵額献納の思想に流れているであろうと考えるにいたった。

第二章の「天皇の放鷹」では、朝廷における放鷹の特徴をとらえようとした。そのために、まず桓武天皇の場合を中心に平安時代の鷹狩を取り上げて考察した。桓武天皇は、鷹の飼養許可を親王・王臣・官人のみに与えて、国司・郡司・

百姓らに対しては禁じている。それは中世・近世においても調鷹が政治権力者に占有されるが、そのような動向は古代の天皇の政策に淵源があったと考えた。

桓武の子の嵯峨天皇も、放鷹に熱心であり、藏人所や近衛府の鷹飼に対して調鷹の原典として『新修鷹経』を与えたが、これは中国から伝来した「鷹経」を基礎にしているが、相鷹・調鷹・治療の三要素は、その後長く我が国の鷹書の基準となっていると論じた。そして摂関家などが実施した大臣大饗の庭で行われる鷹飼渡における鷹披露や鳥柴の儀礼は、後に中・近世の鷹儀礼の先例、基準となったこと、また野行幸という天皇放鷹の華麗な構成と鷹野の儀礼は、足利・織田・豊臣・徳川各政権の鷹狩の故事・先例として憧憬される対象となったと論じている。

第三章の「放生と贄鷹」では、古代末期以降の末法思想及び浄土教の流行の中で、殺生罪業観が強調されたことと鷹狩のかかわりについて論じている。この時代、殺生の罪を犯して苦しむ武士や鷹飼人たちの説話が広められ、罪業から解

放される手段としての放生の儀礼が重んじられており、また、鎌倉幕府の鷹狩停止令にも拘わらず神社の祭礼に神鷹を献じ、贄鷹を供える儀礼は許容されていたことを論じた。そして狩猟神事を特質とする信濃国諏訪大社の贄鷹をめぐる鷹術と諏訪の神文（四句の偈頌）が中世後期の鷹狩の流行にどのような役割を果たしたのかについて考察した。

第四章では「鷹狩の流行と鷹術の需要」と題して、『真名本曾我物語』の鷹談義を分析して、鷹の故実・口伝を語ることが中世鷹書の必須条件になって行ったことを明らかにし、また、『嵯峨野物語』『鷹経弁疑論』『蒙求臂鷹往来』『龍山公鷹百首』等の鷹書を詳しく検討することから中世後期の鷹術の実相を把握すると共に、数多くの鷹書が成立、伝書される理由は、足利将軍家や守護大名・戦国大名に鷹狩が流行するにつれて、それらの鷹書の知識を持った鷹匠を多数召し抱える必要が出てきたからだと論じた。

なお、本章で詳しく参照した『蒙求臂鷹往来』については、その重要性に鑑

み、本論文の末尾に、付章として全文の翻刻を収載し、その通釈を加えた。

以後は戦国時代の鷹狩の様相を中心に論じた。

まず第五章は「織田信長と鷹狩」と題して足利将軍家が公家の放鷹や諏訪流鷹術を撰取して、足利義政・義尚期には鷹狩が行われ、その後の義晴・義昭期には一層盛んになって、それを受けた織田信長が、元亀元年（一五七〇）三月の義昭主催の「御鷹山」に随伴したことを契機として鷹狩の面でも将軍家を凌駕しようとしていたことを明らかにした。

天正五年（一五七七）十一月の正親町天皇に対する鷹披露とそれに続く東山「鷹山狩」では織田家の年寄衆・小姓衆・馬廻衆・弓衆などに鷹を据え、狩装束を着せて実施している。朝廷に対する鷹の雁・鶴の献上のみならず、鷹の鳥を家臣団をはじめ安土城下の町民に配るほか、茶会の会席に振舞っている。

足利義昭は西国の大名に鷹の進上を求めたのに対して、織田信長は奥羽の大名に鷹師を派遣して逸物の鷹を求め、また自らが馬上にあつて鷹を拳に据えるな

ど、独自性も見える。そして天正八年（一五八〇）三月に北条氏政と信長の同盟が本能寺で締結されたが、その際、氏政が進献した鷹、十三足が大広間の架に繋がれたといい、当時の同盟締結の儀礼に鷹が贈答される意味を考察した。

第六章は、「太閤秀吉の鷹狩」と題して論じた。まず天正十九年（一五九一）十一月の壮大華麗な大鷹野の歴史的意義について『豊臣太閤大鷹野和字記』を掲出して検討を加えた。古代・野行幸の先例をはるかに凌駕し、かつ一か月に及び、従う諸大名・鷹匠の数、鷹の種類等々において、空前絶後のものであったことを指摘した。また、天正〳文禄期は鷹狩大流行の時代でもあって、秀吉は日向鷹・奥州鷹・松前鷹などを居ながらにして獲得できたことを明らかにした。

なお、伊達政宗所持の「目赤鶴取鷹」の進献を強要した事例があることに注意し、目赤鶴とは朱鷺のことであろうと指摘した。

第七章は、「伊達政宗の鷹と鷹狩」と題して、奥州の大名である伊達家の鷹をめぐって、織田・豊臣・徳川三氏が鷹師を派遣して進献を求めた事実を取り上げ

て、その意味をとらえた。そして、地方の戦国大名の鷹狩流行の実況を伊達政宗に具体的に見出すことができた。

第八章では、「徳川家康と鷹狩」を論じた。家康は無類の鷹の数寄者であり、その特性によって、古代以来のわが国放鷹史は頂点に達することを主張した。そして、日向米良山の鷹巢奉行の設置、木曾鷹巢山の制度、松前藩の鷹輸送策、鷹場制度などと、将軍家に対する諸大名の鷹進献儀礼をはじめ、諸大名への鷹下賜、朝廷に対する鷹の鶴献上儀礼など、古代より蓄積された鷹の儀礼の完成をみた、と論じた。

第九章は「江戸初期大名の鷹と鷹狩」として、常陸水戸から出羽秋田に転封された佐竹義宣と肥前小倉から肥後熊本に移った細川忠興、そして若狭小浜と越前敦賀を領した酒井忠勝らを取り上げ、江戸初期大名たちの鷹狩の様相や鷹の確保・調教や、鷹絵の作製等様々の問題を具体的に論じ、中世における鷹と近世における鷹の社会的意味の差異を明らかにした。



以上の研究の結果、次の諸点を結論とした。

1 自然界に棲息する兔・鼠・鶴・白鳥・雉・鶉・雲雀等を餌とする鷲・鷹・隼などを捕獲して狩に駆使する鷹飼を権力内部に独占的に抱え込んで放鷹（鷹狩）を行ったのは、古代においては天皇・親王及び貴族たちであった。

2 しかし、鷹の産地は地方にあったから、郡司・百姓層からやがて在地豪族・武士にも鷹狩に耽溺する者たちが現れるにいたったのであり、私養鷹の禁止や鷹狩停止令は有効には機能しなかった。

3 中世を通じて武士は公家放鷹の故実を撰取し、絶えず鷹書の知見に学ぶ鷹飼・犬飼の衆を召し抱えて鷹狩を行うようになっていった。

足利将軍家・守護大名・戦国大名もまた放鷹の故実・儀礼を吸収して行くが、織豊期に至り、我が国の鷹狩は大きく飛躍する。

4 徳川家康の無類の鷹数寄振りは、鷹狩を将軍家の独占物として凝り固めることに直結し、天皇及び公家、武士・庶民のもとから次第に鷹を取り上げていく

ことになる。

### 論文審査の結果の要旨

古代日本に朝鮮半島を通して大陸から伝わったとされる鷹狩が、その後朝廷において、また中世以降は武家において盛んに行なわれてきたことはよく知られている。ただ、それに関する専論は、戦後においてはそれほど多いとは言えなかった。そうした中で、論者の山名隆弘は、卒業論文で選んだ「中世の鷹狩」という大きなテーマについて、大学卒業後五十年を経て、なおさまざまに史料の搜索を続け、さらに自らも鷹に触れ、あるいは鷹狩の場に参加するなどの経験を踏まえて、戦後においてはほとんど初めての日本における鷹狩の古代から近世にいたる通史を作成しようと志した。これにより、例えば、中世後期から近世初期にみられる鷹披露・鷹の鳥贈答などの儀礼と古代の大臣大饗における「鷹飼渡」の儀礼

との関係、さらには中世後期に成立・伝播した鷹書の内容、あるいは信長・秀吉・家康らが実施した大規模な鷹狩の源流を、古代天皇の野行幸にみる、といったスケールの大きな指摘が可能になったといえる。それらの指摘のそれぞれについては、さらに検討が必要な問題も少なくないというべきかもしれないが、このことは、まず、高く評価すべきであろう。

そして、本論文の中で特に注目できるのは、鷹飼養の原典というべき『新修鷹経』の解読や『嵯峨野物語』『鷹経弁疑論』『蒙求臂鷹往来』等の鷹書を詳しく検討している点であろう。鷹書は、近年、文学研究の立場から調査・研究されるようになってきているが、歴史学の立場からはほとんど手がついていないというべきである。そこに挑戦している点は、高く評価できる。

またたとえば、第一章「放鷹術の渡来と受容」で、「魂の鳥を追う魂覓ぎの鳥Ⅱ鷹」という折口信夫の考えを再評価し、そうした考えが鷹を仏神の化身とし神前に据える「神鷹」の思想につながっているだろうし、さらにそれが近世の川越

東照宮や日光東照宮などへの鷹絵額献納の思想にまでつながるのではないかと、とする指摘などは、論者がまさに日本の人と神との関わりのあり方を、鷹を通して理解しようとしたのではないかと思われ、興味深い。

ところで、前述したように五十年間という長い時間を経て育まれ、この数年でまとめられた本論文であるだけに、難点もいくつか指摘せざるを得ない。

一つは、第二章「天皇の放鷹」で（一）大臣家大饗、（二）野行幸、の順で論じられ、「両者とも白河天皇の時代を取り扱ったことになる」と述べているが、天皇の遊獵＝「野行幸」の最盛期は延喜・天曆の頃までで、その後の摂関政治期が「大饗＋鷹飼渡」の最盛期であったと考えられ、白河院の承保の「野行幸」まで百五十年近くも「野行幸」の実例は見当たらず、承保の後も「野行幸」は見当たらない。ここでは、十世紀までの「野行幸」の時代から、十一、十二世紀の「鷹飼渡」の時代へとという変遷を指摘した弓野正武氏の所説をどのように評価するのか、言及が必要であろう。

また第三章「放生と贄鷹」では、鎌倉幕府や諏訪社と鷹狩を通して、殺生罪業観や贄といった重要な問題を扱おうとしているが、重要な先行研究が必ずしもふまえられていない点が指摘でき、研究の到達点が十分に把握されずに議論されていると言える。また鷹狩の研究上、諏訪社の特殊性は明らかで重要な課題であるが、数多い神社の中で、なぜ諏訪社と鷹狩の関係が密接なのかもやや不鮮明である。その意味で、本論文全体の中で最も再検討が必要な章ということになると思われる。それはまた、対象としている問題の難しさでもあるであろう。

さらに、第四章第二節で『鷹経弁疑論』について「作者は持明院基春」とするが、同書の奥書は「文亀三年七月十日 諫議大夫藤基春」とあるだけで、基春が著したものかどうかは今後の検討課題であろうし、『龍山公鷹百首』が書写された際の奥書「天正十七年六月」に「太閤秀吉公并内大臣家康公」とあるのは時期として不適切であり、史料の性格について一考すべき余地があるのではなかろうか。

そしてもうひとつ、「鷹狩」という表題にかかわって、古代の天皇・王臣と室町幕府・江戸幕府は「放鷹」と称し、鎌倉幕府や戦国大名などは「鷹狩」と呼んだと述べている。このことは、簡単にしか指摘されていないのだが、あるいは鷹狩というものの政治的位置づけともかかわってきはしないだろうか。さらに深めてほしい論点である。

以上のような課題が残されるとはいえ、それらはむしろ今後なお一層研鑽を積み、考えを深めていってほしいことだといふべきであろう。そうした課題にさらに取り組んでいくことを期待しつつ、本論文の達成を総合的に評価し、本論文の提出者山名隆弘は、博士（歴史学）の学位を授与せられる資格があるものと認めるものである。

平成二十七年二月十四日

主查 國學院大學教授

千々和 到 ①

副查 國學院大學准教授

矢部 健太郎 ①

副查 上智大學准教授

中澤 克昭 ①

山名 隆弘 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（歴史学）の学位を授与せられる学力があることを確認した。

平成二十六年十二月十九日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	千々和 到	⑩
副査	國學院大學准教授	矢部 健太郎	⑩
副査	上智大学准教授	中澤 克昭	⑩